

教育委員会 平成29年度4月定例会会議録

○日時 平成29年4月12日（水）
午前9時30分開会、11時18分閉会

○場所 鎌倉市役所 全員協議会室

○出席委員 齋藤委員長、下平委員、朝比奈委員、山田委員、安良岡教育長

○傍聴者 5人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

- (1) 委員長報告
- (2) 教育長報告
- (3) 部長報告
- (4) 課長等報告

ア 教育委員会事務局職員への兼務発令について

イ 鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画の策定について

ウ 学校事故見舞金の支給について

エ 中学校給食の平成29年度の予定について

オ 平成29年度鎌倉市学校教育指導の重点について及び主な事業について

カ 平成29年度教育センター実施事業計画について

キ 平成28年度史跡永福寺跡復元整備工事における事故繰越について

ク 行事予定（平成29年4月12日～平成29年5月31日）

日程2 議案第1号 鎌倉市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

日程3 議案第2号 鎌倉市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

日程4 議案第3号 平成29年度教育部工事年間計画について

日程5 議案第4号 平成30年度使用教科用図書採択方針について

日程6 議案第5号 鎌倉市図書館の開館時間の臨時の変更について

日程7 議案第6号 平成29年度歴史まちづくり推進担当工事年間計画について

日程8 議案第7号 鎌倉歴史文化交流館条例の施行期日を定める規則の制定について

日程9 議案第8号 鎌倉歴史文化交流館条例施行規則の制定について

日程10 議案第9号 鎌倉市教科用図書採択検討委員の委嘱について

日程11 議案第10号 鎌倉市教育委員会職員の仕事について

（平成29年4月1日付で事務局職員の仕事異動があったため、事務局職員自己紹介を行った）

齋藤委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより4月定例会を開会する。

本日の会議録署名委員を朝比奈委員に願います。本日の議事日程は、配付したとおりで

ある。

なお、日程6議案第5号及び日程11議案第10号は人事案件のため非公開とする。

では、日程に従い議事を進める。

1 報告事項

(1) 委員長報告

齋藤委員長

3月27日月曜日、平成28年度第2回鎌倉市青少年問題協議会に出席した。

ここでは、青少年行政等の取り組みについての話し合い、教育センターから不登校等の丁寧な説明、警察署から少年非行概要について等々あった。その中で、去年に比べ犯罪等の件数が減少していることと、鎌倉市内の子どもより、他県、他市から鎌倉に訪れた子の課題があることを知った。青少年に関しては、見回り・警備等を重視しており、安心できる鎌倉市内だと強く感じた。

また、鎌倉市子ども・若者育成プランの進捗状況の説明があつたが、課題等々を細かく連絡し合い、よい方向にもっていこうという非常に力強い話し合いができ、これなら安心だという思いを持った。

(2) 教育長報告

安良岡教育長

平成29年度の新学期が始まった。小学校の学級数は昨年度と変わらず285学級である。小学校では、大船小学校には難聴学級、植木小学校には特別支援学級の知的障害学級を、この4月から開設した。中学校は、玉縄中学校で1学級、特別支援学級が2学級減り、子どもたちの人数に大きな変化はなかった。

(3) 部長等報告

文化財部長

まず、私事であるが、本年3月31日をもって神奈川県を退職し、4月1日付で鎌倉市の職員として採用された。引き続き、鎌倉市の行政に貢献できるよう努力するので、よろしくお願ひしたい。

報告は2点である。

1点目は、3月定例会において、御承認と御意見を頂戴した御成小学校旧講堂についてである。平成29年3月29日付で、歴史まちづくり法第12条第1項に基づき市長の決裁を得て、歴史的風致形成建造物に指定された。

2点目だが、昨年認定を受けた日本遺産「いざ、鎌倉、歴史と文化が描く昔のまちへ」というパンフレット、日本遺産の補助事業で作成したブックレット、リーフレットが完成したのでお手元にお配りした。これらを用いて、今後、日本遺産の情報発信を積極的に行ってい

きたいと考えている。特にB5判の「いざ、鎌倉」と表題についているブックレットについては、日本語版10万部、英語版10万部で、英語版については現在検品中で、済み次第配布をしていく。教育委員には近いうちにお配りできればと考えている。

なお、このブックレットは好評を博しており、歴史まちづくり推進担当にはかなりの問い合わせがきている状況である。かなりの数を用意しているの、必要があれば、申しつけていただきたい。

齋藤委員長

素晴らしいものができて、とても嬉しい。引き続き、よろしく願いをする。

ここで、山田委員が今年度再任されたので、一言、挨拶をお願いする。

山田委員

このたび3期目を任命いただいた。

この8年間、委員の皆様と一緒に鎌倉のさまざまな教育現場や歴史、文化施設を見て回った。その中で、改めて鎌倉の魅力を再発見し、市で学ぶ子どもや大人の純粋で優しい心に触れ、私自身、感じるものが多くあった。

これから私たちが生きていく社会は、グローバル化が進み、AIなどが入ってきて、人間の生き方そのものが非常に問われるものになっていくと思う。そこで、私たちにできることは微力ではあるが、絶えず視野を広く持って、世の中の動向に目を向けながら、本当に大事なことは何かという根幹を大切に、責務を全うしていきたいと思っている。

私自身は、3人の子どもを一人前に育てようとしている道半ばの未熟な母親ではあるが、それゆえ持てる視点や問題意識などを、話させていただき、鎌倉市の教育の向上の一助になればと願っている。

(4) 課長等報告

ア 教育委員会事務局職員への兼務発令について

齋藤委員長

次に課長等報告に入る。

報告事項のア「教育委員会事務局職員への兼務発令について」報告をお願いする。

教育部次長兼教育総務課担当課長

報告事項ア「教育委員会事務局職員への兼務発令について」報告をする。議案集1ページから4ページをご参照いただきたい。

市長からの協議依頼に基づき、4月1日付で教育部教育総務課社会教育主事尾形光一職員に対し、市長部局のこどもみらい部青少年課青少年担当担当係長への兼務発令を行ったものである。

背景としては、放課後子ども総合プランにて、児童の放課後の安全で健やかな居場所づくりを目指し、放課後児童クラブ（子どもの家）と放課後子ども教室の一体型または連携型の

実施を検討しているところだが、今後の運営や拡充を見据え、所管する青少年課と教育総務課の連携をより強くしていくものである。

当該案件は、社会教育主事の人事に関することのため、本来であれば、鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則の規定により、教育委員会会議に提案する必要があったが、その時間的余裕がなかったため、同規則により平成29年3月30日付で教育長がその事務を臨時に代理し、同意する旨、回答を行った。

質問・意見

下平委員

尾形職員は、3月までは教育部に席があったが、これからは席自体も、こどもみらい部に移るとのことか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

メインの仕事は教育総務課で行っているが、懸案事項等が出たときや打合せをしたり調整したりというときに、青少年課に行って業務を行うという形態である。

(報告事項アは了承された)

イ 鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画の策定について

齋藤委員長

次に報告事項のイ「鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画の策定について」報告をお願いします。

学校施設課長

報告事項イ「鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画の策定について」説明をする。手元の資料、鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画をご覧いただきたい。

御成小学校旧講堂保存活用計画の検討状況等については、平成28年10月及び11月に開催された本定例会において報告したところであるが、平成29年3月に「鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画」を策定したので、報告するものである。以前の報告と重複する部分もあるが、了承いただきたい。

この、保存活用計画は、平成27年11月に設置した、学識経験者、知識経験者及び御成小学校長から成る「鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会」において、これまで協議した内容を取りまとめ、市長決裁を経て行政計画として策定したものである。

まず、1ページをお開きいただきたい。

1 保存活用計画策定の目的であるが、旧講堂は平成10年12月の新校舎改築とともに講堂としての役割を終わっていたが、旧講堂の歴史的・文化的価値、御成小学校の教育環境の現状を踏まえ、できる限り保存し、学校施設として活用するという保存活用計画策定の目的を、2には、御成小学校旧講堂の現在の施設概要を記載している。

2 ページをご覧ください。

3 御成小学校旧講堂の価値と御成小学校の現状と課題である。旧講堂の価値として、「創建以来多くの児童や市民に親しまれている」「鎌倉郡衙 鎌倉御用邸等の土地の記憶を受け継ぐ、歴史的建物」「御成山を背景にして、鎌倉駅西側の濃密な歴史的景観を形成」「二つの塔屋を持つ、個性的ですぐれた外観意匠」「トラス構造による格天井の大空間など、すぐれた講堂空間」「部屋の一部や仕上げ材にたびたびの改修を行いながらも往時の形態を残している」といった点に価値があるとした。

3 ページをご覧ください。

御成小学校の現状と課題として、児童数の増加に伴う教室の不足を記載し、続いて、4 御成小学校旧講堂の保存活用計画には、保存活用の基本方針として、「旧講堂を学校施設として活用することを前提とする」「活用のための改修は、御成小学校旧講堂の文化遺産としての価値を損なわないよう配慮する」「教室形態の施設を設置することにより、普通教室の不足等学校の課題を解決する」「休日や夜間など学校が使用しない時間の活用方法について検討する」の4項目を基本方針とした。

次に保護の方針であるが、文化資産としての価値を損なわないように、重要性の優先度を設け、なるべく保存する場所と活用等に応じて改変を許容する場所を区別することとした。

4 ページ、保護の方針図にあるように、最も価値を有する保存部分としては、主要な望見部分である「正面外観」や建物の中心的な部屋であり意匠的にもすぐれている「講堂部分」などを、講堂の附属的部分であるが、なるべく保存を図る保全部分としては方針図の右側網掛け箇所の「控室・用具置き場」などを、既に多くの改変がされている方針図左側の「準備室」については、活用のために必要な改変を中心的に行うこととした。

5 ページをご覧ください。

写真でお示した講堂内部の保護の方針図であるが、「天井」「壁」「演壇」は保存することが望ましいものと考えている。

保護の留意点についてであるが、旧講堂の文化資産としての価値を考え、将来的に児童数の減少などにより教室等としての利用が必要なくなった場合は、創建時への復原が検討できるような最小限の改変とするものである。

文化遺産としての価値を踏まえた活用の方針としては、旧講堂を学校施設として活用することから、建築基準法の用途は「学校」とし、講堂としての機能を維持しながら、現在の御成小学校に不足している特別教室等、小会議室、面談室等を確保することとした。

6 ページをご覧ください。

児童、教職員、来校者の安全性等の確保に係る方針としては、旧講堂は大型の木造建築物であるので、特に耐震補強及び防火についての対策を検討した。

耐震補強については、他の学校施設と同様に「避難所」に求められる耐震安全性の目標と同等以上を目指すものとする。この基準は、「大地震動後、構造体に大規模の修繕を必要とする損傷が生じないものであり、かつ、直ちに使用することができるもの」とされている。

具体的な工事方法は、部材を全て解体する改修ではなく、現地に存立させながら破損・腐朽部分の改修及び構造補強を行う「半解体改修」とする。

7 ページをご覧ください。

防火については、鎌倉市、御成小学校、消防本部が密接に協力を図り、予防、早期発見・

早期通報、初期消火に重点を置いた方策を講ずる。屋外消火栓の増設や火災発生時における感知器の警報を消防本部に連動して通報するなどの対策を行うものとする。

8 ページをご覧ください。

その他の対策として、トイレの整備、スロープを設置することとともにバリアフリーによる対応等を図る。

9 ページをご覧ください。

基本プランについては、付図は 11 ページ以降、付図 3、御成小学校旧講堂整備案平面図をご覧ください。付図 3 は 13 ページになる。

現在の基本プランとしては、講堂を二分割し、付図 3 の左側である南側は、教室形態の施設を壁と天井で構成される「箱状」で 2 部屋設けるものである。御成小学校の教室不足という課題に対応するため 2 部屋設け、現在なくなっている図工室の設置などを考えている。

箱状にすることで、防音や空調設備の効果が得られるとともに、将来的にその教室が不要になったときは、その箱部分を撤去し、創建時の復原をすることができるようにするものである。

演壇のある北側は、演壇を活かした多目的室として活用するものである。ある程度の広さがあるので、学年全体が集まって活動したりする場や、演壇を利用し児童の発表の場や、視聴覚室的な役割の場所としても使用することができる。

控室や用具置き場となっている諸室が 4 部屋あるが、現状の間取りを活かして、面談室や会議室などに活用するものである。

次に、9 ページに戻っていただき、5 その他の事項であるが、まず、スケジュールとしては、今後の改修工事に向けた予定を記載した。平成 29 年度、30 年度の 2 年間で設計業務を、31 年度から工事着手予定と考えている。

10 ページをご覧ください。

改修工事に係る概算費用であるが、保存活用計画の策定支援を委託したコンサルタント業者の作成による見積金額から、約 3 億 5 千万円程度と見込んでいる。ただし、今後の設計時に行う各調査を行った結果や工事入札時点の人件費、また建設資材等の価格状況などから、この費用は変動する可能性があると考えている。また、国の補助金や市のふるさと寄附金を活用するなどして、財源を確保していくことが重要であると考えている。

次に、学校が使用しない時間の活用方法等についての考え方を整理した。

3 ページの保存活用の基本方針④に、「休日や夜間など学校が使用しない時間の活用方法について検討する」としていることについて、一つの考え方を示すものである。

この点については、不特定多数の方が利用する集会場のような活用をするには、旧講堂の大きな改変が必要となり、文化遺産としての価値を損なうような改修をしなければならないため、学校施設としての枠組みの中で、活用できる範囲について教育委員会として検討していくこととした。

また、将来的に教室等としての利用が必要なくなった場合は、その時点で用途の見直しや活用の方法を改めて検討することとする。

次に、11 ページから 20 ページまでの付図に続いて、21 ページから参考資料を 3 点添付した。まず、1 御成小学校旧講堂の破損調査について、旧講堂が現状どのような状態かを記載した。

次に 23 ページをご覧ください。2 改修工事に係る概算費用として、先ほど本編で 3 億 5 千万円程度と説明した内訳を、現時点では大まかな区分ではあるが、資料として添付したものである。

最後に 24 ページから 26 ページであるが、3 鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会として、条例、規則、委員名簿、これまでの会議の概要を記載した。

以上が、保存活用計画となる。今後は、この保存活用計画の趣旨に沿って、旧講堂の保存活用に向けた設計・改修工事を実施していきたいと考えている。

質問・意見

齋藤委員長

細やかな配慮をし、市民が活用することも考えているということで、期待している。

(報告事項イは了承された)

ウ 学校事故見舞金の支給について

齋藤委員長

次に報告事項のウ「学校事故見舞金の支給について」報告をお願いします。

学務課担当課長

報告事項ウ「学校事故見舞金の支給について」報告する。

市立小学校において、平成 25 年 12 月 11 日に発生した児童の目の負傷災害については、平成 26 年 1 月の初診後から医師の治療等を受けていたが、その症状が固定したため、平成 28 年 12 月 8 日に独立行政法人日本スポーツ振興センターに障害見舞金の請求を行った。

その後、審査を経て、平成 29 年 2 月 8 日付で、同センターから、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第 23 条別表等に基づく奨学見舞金及び障害の程度が第 8 級に決定したとの通知があり、また、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第 1 項第 7 号等に基づく障害見舞金が、平成 29 年 3 月 10 日に保護者に対し支給された。

鎌倉市学校事故見舞金等支給要綱第 3 条第 2 項第 3 号の規定では、「児童又は生徒が災害により負傷し、又は疾病にかかり、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条に規定する障害見舞金の支給が決定された場合に支給する」としているところから、これに基づき、学校事故見舞金 65 万円の支給を保護者に対し、平成 29 年 3 月 24 日に行ったところである。

質問・意見

なし

(報告事項ウは了承された)

エ 中学校給食の平成 29 年度の予定について

齋藤委員長

次に報告事項のエ「中学校給食の平成29年度の予定について」報告をお願いします。

学務課担当課長

報告事項エ「中学校給食の平成29年度の予定について」報告する。議案集の7ページから8ページ及びカラー刷りの別紙「中学校給食NEWS第1号」をご参照いただきたい。

鎌倉市立中学校における完全給食については、平成29年11月中旬に実施する予定で準備を進めている。実施年度に入ったため、改めて今年度の予定について報告させていただく。

まず、給食を利用するために必要な利用登録申請書を、4月下旬に各中学校へ予約システム業者から送付する。全ての保護者と教職員に対し配付し、5月中旬に各校で回収する予定でいる。

また、食物アレルギーを有する生徒については、別にあレルギー対応申請書一式を提出いただいている。

その後、予約システム業者が利用者データをシステムに登録し、生徒ごとのユーザーIDとパスワードなどを記載した認証通知書を発行し、9月に学校を通じ各家庭へ送付する。

次に、給食に関するさまざまな情報提供や必要な手続などをわかりやすく保護者へ案内するため、「中学校給食NEWS」を、11月まで毎月1回程度のペースで発行していく。第1号が出来上がったので、手元に配付した。

次に、保護者関連では、8月18日から31日にかけて、各中学校で1回ずつ、給食利用に関する説明会と試食会を実施する予定で準備を進めている。

教職員の関連では、給食指導上のルールや給食の利用方法などについて、これまで1年以上にわたって中学校給食実施検討会で検討してきた結果を1冊にまとめた「教職員マニュアル」を、6月の配付に向け作成しているところである。

このマニュアルは、中学校の全ての教職員に1冊ずつ配付し、その後7月にかけて各校で1回ずつこれに基づいた説明会を開催する予定である。さらに、7月20日には、9校の教職員を対象とした給食の試食会を行う予定で調理業者と調整しているところである。

次に、給食費については、原則として銀行口座からの自動引き落としで徴収することとする。1回目の引き落としは9月6日を現在のところ予定しているが、その後、10月1日に給食の予約受付を開始し、11月から給食の提供開始となる。3年生が卒業する際は、残った給食費を精算し、口座振込みで返金する。

来年度、平成30年度の新入生については、この11月に小学校を通じ利用申請書を配付する。その後、中学校で開催される新生説明会にて1月までに申請書を回収する予定になっている。

そのほか、調理委託業者のハーベスト株式会社が笛田一丁目、リサイクルセンターの隣に調理場を建設中であり、竣工予定は7月末の予定である。竣工後における工場の内覧会の実施などについては、業者と協議を行っており、実施の際、改めて案内をさせていただく予定である。

質問・意見

齋藤委員長

私もいろいろ説明を聞いているが、分からないところがある。先生方も、中学校で初めての給食ということなので、混乱なく進めていきたい。

今までは弁当だったので、昼食時間が短いのではないかとということもあり、中学校では給食に合わせた1日の日程の調整を検討し、今年度から取り組み、2学期から変えるということも多いと聞いている。

今後、担当が中学校の先生方にマニュアルに基づいて丁寧に説明していく中で、混乱なく進めてほしいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

山田委員

これまで、保護者説明会を実施したということであるが、目立った意見があればお聞きしたい。また、中学生ぐらいでは、男女、体の大きさによって食べる量に差があると思う。5人に1人分のおかわりをつける給食ということだが、その程度で大丈夫なのか。かといって食べられない生徒の負担になってもいけないので、普通サイズあるいは少ないサイズや大きいサイズ等を準備し、サイズによって値段も多少変えるといった対応は考えているか。

学務課担当課長

先生方からの質問には、まさに今おっしゃったおかわりの関係で、これで足りるのかという質問も出ていた。5人に対し1人分のおかわりという形でスタートするが、状況を見て柔軟に考えていくことになる。現在はランチボックス、写真にあるようなごはんの入っている容器を横につける形であるが、例えばこれをおひつに入れて提供する方法もあるかと思う。

ちなみに、逗子を視察したところ、実際に私たちが見た限りは、それほどおかわりはしていないようであった。

繰り返しになるが、それは子どもたちの状況を見ながら柔軟に、これで決まりということではなく、鎌倉で中学校が始まって70年たってから始める事業なので、学校と子どもと保護者の意見を聞きながら、柔軟にやっていきたい。

質問の中で、ごはんは温かいのか、給食はみんなが食べるのかという子どもやお母さんからの質問があった。また、高校生と中学生のお子さんがいるご家庭からは、「私のところは弁当を1食作るのも2食作るのも同じだ」という声もあった。私どもとしては、皆さんに喜んで楽しく食べていただける形の給食の提供に努めたいと思っている。

下平委員

まず安全性が一番重要だと思うので、引き続き安全管理には注意していただきたい。

また、アレルギー等をお持ちの方への配慮もあり、各中学校の保管庫も私たちは見せていただいた。保管庫から生徒たちが自分たちの教室に運ぶわけで、そのあたりに関する注意も実際の実施になると重要だと思うので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っている。

朝比奈委員

私の立場で申し上げますと、例えば修行道場とかそういうところは、必ずみんなで同じもの

を食べる。いわゆる同じ釜の飯を食うということである。それによって得られる全体感などを、小学生のときよりさらにいろいろ発達した中学生が味わうことに、もしかしたらさらに意義があるのだろうと想像する。

だから、ごはんの量が足りない、逆に多過ぎるということも、進めていくうちに分かってくるものがたくさんあると思う。そういった面も、我々は食平等といって、食べる場合には平等にいただくのが原則であるので、もしかしたら学校ごとにルールが変わることもあるかもしれないが、よろしく願いしたい。

学務課担当課長

特にアレルギーの件は、場合によって命を落としかねない重要な事故になるので、私どもと学校と連携しながら、安全なおいしい給食の提供に取り組みたいと思っている。

(報告事項エは了承された)

オ 平成 29 年度鎌倉市学校教育指導の重点について及び主な事業について

齋藤委員長

次に報告事項のオ「平成 29 年度鎌倉市学校教育指導の重点について及び主な事業について」報告をお願いする。

教育指導課長

報告事項オ、「平成 29 年度鎌倉市学校教育指導の重点及び主な事業について」説明をする。議案集は 9 ページから 16 ページ並びに別紙資料の平成 29 年度鎌倉市学校教育指導の重点をご覧ください。

今年度については、前年度の「鎌倉市学校教育指導の重点」を基本的に継承しつつ、次期学習指導要領を意識した各学校での取り組み、また本市として大切にしていきたい事項を取り入れた形で進めていきたいと考えている。

平成 29 年 3 月 31 日には、新学習指導要領が告示された。今年度は、改訂を受け、新しい学習指導要領における教育課程編成・実施に向けて、その理念を理解し、子どもに必要な資質・能力の育成に向けて、学校全体での取り組みを意識していくという点が大きなポイントとなる。

また、鎌倉市における小中一貫のさらなる充実や、いじめや不登校等を生まない学校づくりと、児童生徒の人間性を高めることを目指すとともに、かまくら教育プランや鎌倉市教育大綱との調和を鑑み、豊かな鎌倉の地域資源の中で、子どもたちの豊かな学びを実現することを目指す。

従って、資料にあるように今年度の「学校教育指導の重点」を昨年度までの『小・中学校の滑らかな接続と「生きる力」を育む教育課程の編成』にサブテーマとして、『人間性を高め、豊かな学びを実現する教育課程の編成』を付け加え、新しい学習指導要領を意識した学校運営と教育課程の編成を重視したものとしていく。

続いて、この「学校教育指導の重点」をもとに、「平成 29 年度の教育指導課の主な事業」

について説明をする。

議案集 10 ページをお開きいただきたい。

「2 小・中学校の滑らかな接続に向けた取り組み」については、平成 29 年度も引き続き、各学校が取り組んできた小中連携の内容を、中学校ブロックで目指す子ども像をもとに組織的・計画的に進めていく。

続いて、「3 児童・生徒指導体制の充実」については、四角囲みの3、連絡、報告、相談、記録の徹底、学校全体でのチームによる支援、教育相談体制の充実、これは、生活等アンケートの活用も含め、今年度も全職員共通理解のもと進めていく。

また、「鎌倉市いじめ防止基本方針」や各学校の「いじめ防止基本方針」に基づいた指導の推進や、教育センター相談室や関係機関との連携強化を図りつつ児童指導、生徒指導の取組の充実が図られるよう指導・支援していく。

続いて、議案集 11 ページに移り、「4 特別支援教育の推進・充実及びインクルーシブ教育の推進」については、現在特別支援学級の全校設置に向け順次進めている。特別支援教育への教職員の理解が十分図れるよう、「鎌倉市における特別支援教育の考え方」などを活用し、校内研修などで共通理解を図るよう伝えていく。そして、特別支援教育の推進・充実を図るとともに、障害の有無に関わらず、学校全体で特別な支援の必要な児童生徒の把握と支援体制づくりである「インクルーシブ教育」の推進を目指す。

なお、今年度より植木小学校に知的障害特別支援学級、大船小学校に難聴特別支援学級が開設された。

「5 開かれた学校づくりの充実」については、記載の内容について各学校で課題を明らかにし、学校運営がより一層充実をするよう校長会と連携して進めていく。

「6 学校防災体制・防災教育の見直し」については、各学校の「防災マニュアル」を見直し、引き続き各学校での防災体制の確立を進めていく。

「7 食育の推進・充実」については、記載のとおり進めていく。

「8 推進事業」については、(1) 教育指導運営事業として、小学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択を行う。そして、飛ぶが、(5) 研究・研修事業として、教育課題指定研究 3 年目となる西鎌倉小学校、稲村ヶ崎小学校、大船中学校の各学校が研究発表会を行う。また、近くになったら改めて連絡をさせていただく。

最後に、平成 29 年度学校関係年間計画一覧を添付している。

質問・意見

下平委員

先月も発表していただいて拝見したと思うが、今日はそれを詳細に説明したということで、先月から変更になった点はないということで、よろしいか。

教育指導課長

そのとおりである。

(報告事項オは了承された)

カ 平成 29 年度教育センター実施事業計画について

齋藤委員長

次に報告事項のカ「平成 29 年度教育センター実施事業計画について」報告をお願いする。

教育センター所長

報告事項のカ、「平成 29 年度教育センター実施事業計画について」説明させていただく。議案集 17 ページ及び別冊になっている平成 29 年度事業計画の 1 ページをご覧いただきたい。

一番上に記載してあるように、「かまくら教育プラン」及び「鎌倉市教育大綱」の理念に基づき、平成 29 年度も教育センター事業に取り組む。

1 「事業推進の基本方針」については、平成 28 年度と同様である。

2 ページをご覧いただきたい。

2 「事業体系」については、引き続き、「調査研究研修事業」「教育情報事業」「相談室事業」の三つの事業を実施する。

3 ページをご覧いただきたい。

教育センターの三つの事業について、それぞれの概要をまとめた。

続いて、4 ページをご覧いただきたい。

1 「調査研究研修事業」について説明する。

1 番目の星印三つである。☆子どもたちの現状、☆学校教育における課題、☆学校・教員が求められていること（資質の向上）の内容を踏まえ、その解決の方途として、研究・研修事業推進の基本方針の柱を、28 年度と同様 3 点記載してある。そして、その具体的対応の重点を、下線のように、左側から、Ⅰ生きる力の育成・人間関係づくり、Ⅱ学習意欲の向上・確かな学力の育成、Ⅲ教員としての資質向上とし、対応のポイント、研修会、研究会の内容を記載のように整理した。

5 ページ、6 ページに、（1）研究事業について記載した。

5 ページをご覧いただきたい。

エの幼・こ・保・小交流事業担当者会については、5 月に 1 回実施する予定である。昨年度まで年 2 回、会を設けていたが、本年度より 1 回のみで開催とする。これは、小学校と園との交流活動が定着し、生活科等の学習の狙いに沿った取組がなされていることから、本年度は 2 回目は行わず、幼・こ・保・小交流事業報告書を読んでもらい、各校の取組を次年度に活かしてもらいたいと考えている。

6 ページをご覧いただきたい。

調査研究会については、（3）教育課題研究会、（6）幼児教育研究会の二つの研究会は、本年度は新しいメンバーで立ち上げる。教育課題研究会は、5 年に一度行っている「かまくらっ子」の意識や生活実態の変化についての調査研究を、幼児教育研究会では、幼・こ・保と小学校の円滑な接続に向けて、研究を進めていく。

（1）教育課程研究会、（4）教育資料研究会、（5）情報教育研究会は本年度が 2 年目、

（2）教育指導研究会は、より研究を深めるために 3 年目となる研究会である。

7～9 ページに、（2）研修事業について記載した。

7～9ページの研修事業の詳細内容については、開催希望の講師・日時等の調整を進めているところである。現在は研修体系の大枠を示しているが、詳しくは毎月の定例会で報告をする。

7ページは、市教育センター企画研修についてである。

一番上の危機管理対応能力育成研修会では、藤沢市民病院救急救命センターの阿南センター長を招き、「緊急時への対応～学校が災害避難場所になったとき～」で講義をお願いした。

上から四つ目の食育研修会では、ここ数年続いた漁業の体験研修にかわり、農業に関する内容を実施する予定である。

中段やや下、授業力向上研修会では、道徳の教科化に向け、道徳の授業づくりに関する研修を2回予定している

8ページにいき、教育課題研修会は、五つの研修内容を考えている。

本日4月12日に予定している第1回教育課題研修会は、「いじめって何ですか？～いじめに対する大人の認識を考える」というテーマで、NPO法人ジェントルハートプロジェクトの小森美登里氏に講演をいただく。鎌倉市学校教育研究会総会終了後、全教職員参加のもと実施する。

学校支援研修会は、本年度も、各学校に1回ずつ有償の講師を派遣する予定である。

9ページをご覧ください。

イの基本研修については、記載のとおりである。本年度の第2・3回の初任者研修会は、宿泊研修を足柄ふれあいの村で予定している。

ウ教育指導員の派遣については、平成29年度も、市の教育指導員3名、県の教育指導員1名の、計4名体制で対応する。

10ページをご覧ください。

2 「教育情報事業」

(1) 教育資料の刊行については例年どおり行う予定である。

(2) 教育情報の収集・提供については、カの教材・教具の収集・提供について、これまでに研究会で作成した資料集を鎌倉市教育ネットに掲載し、先生方がダウンロードして活用できる環境を提供していく。クの鎌倉教育史（第3巻）（仮）の刊行に向け、昨年度、刊行準備委員会を立ち上げた。退職校長先生方10名に刊行準備委員をお願いし、資料収集等を行っている。

3 「渉外他」については記載のとおりである。

11ページには、4 「相談室事業」について記載した。

(1) 本年度も、各学校との連携を密にし、相談事業の充実に努めていく。また、教育相談等に関する情報提供として、キ、その他に記載したリーフレット等を教育センター相談室から配付する予定である。

(2) 教育支援事業について、イの個別教育支援だが、以前は相談指導事業の中にあり、夏休み等に福祉センター等を会場に実施していたが、教育支援教室「ひだまり」が、大船中学校に敷地から出て暫定移転場所に移動したため、記載のとおり、「ひだまり」の施設内で今年度より行う。

(3) その他の連絡会、保護者懇談会については、今年度同様に継続して開催していく。

質問・意見

下平委員

先生方も、日常学校の指導に加えての研修会で忙しいと思うが、これは企業などでも言えることで、マンネリ化・パターン化した仕事をしていると、気づきは薄れる。先生方は、時間がとればできるだけ積極的に参加し、心や頭を動かすことで、新たな視点を身に付け、学校現場での気づきにしてほしい。特に、この変化の激しい社会では重要だと思うので、引き続き呼びかけをして、できるだけ多くの先生にチャンスを得て、刺激を受けてほしいと思う。

(報告事項カは了承された)

キ 平成 28 年度史跡永福寺跡復元整備工事における事故繰越について

齋藤委員長

次に報告事項のキ「平成28年度史跡永福寺跡復元整備工事における事故繰越について」報告をお願いする。

文化財課担当課長

報告事項キ「平成 28 年度史跡永福寺跡復元整備工事における事故繰越について」報告する。議案集は 18 ページ、19 ページをご参照いただきたい。

平成 28 年度の国指定史跡永福寺跡の整備事業の内容は、苑池等の復元整備の外、史跡の説明板、ベンチ等の設置工事となっているが、平成 28 年度内に完了せず、平成 29 年度に繰越すこととなったものである。

永福寺跡は、河川沿いの湿地帯にあり、多量の湧水が生じやすい土地柄であるため、水中ポンプを稼働させるなど排水対策を講じていたが、湧水量が想定を著しく上回り、搬出土砂の乾燥等に想定以上の時間がかかった。

また、3月に入ってから、埋設されていることを把握していなかった水道管が発見されたため、急遽、柵などの構造物の設置位置を変更するなどの調整が必要となり、全体の工程に遅れが生じ、年度内での施工完了ができず、繰越となった。

現在は、土砂の搬出は終了し、構造物等の設置場所の調整も済みであり、施工業者からは、5月末には工事が完了する旨の報告を受けている。

質問・意見

なし

(報告事項キは了承された)

ク 行事予定について (平成 29 年 4 月 12 日～平成 29 年 5 月 31 日)

齋藤委員長

次に報告事項のク「行事予定」についてだが、記載の行事予定について、特に伝えたい行事等があれば願います。

教育部次長兼教育総務課担当課長

春になり、非常に盛りだくさんの行事予定を企画している。

教育部では、最初に、今週の日曜日、鎌倉の伝統文化を体感するという流鏝馬の観賞がある。私も見に行ってみたいと思っているところである。

他にも多数の行事が開催されるので、後ほどご覧いただきたい。

歴史まちづくり推進担当担当次長兼文化財課担当次長

文化財部及び歴まち関連の案内をさせていただく。議案集の23ページから24ページに文化財の部分、最後に歴まちの部分である。

この中で、23ページの47番、国宝館における特別展「鎌倉の至宝―優美なる慶派のほとけ―」と、24ページの48番、「鎌倉の至宝展をもっと楽しむ鎌倉の仏像講座」ということで、これは4月15日号の広報に、プレスと案内、募集を掲載した。

3月の定例会でも、大変申し込みが多くてという話をさせていただいた。今回も、大変人気のある仏像の講座の案内なので、また人気が出るのではないかと考えている。

また、期間中の毎週土曜日、午後2時から、学芸員による出品の解説を行う。特に事前の申し込みは不要である。

最後の49番、5月15日に歴史文化交流館開館ということで準備を進めているところである。

質問・意見

なし

(報告事項クは了承された)

2 議案第1号 鎌倉市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

齋藤委員長

次に日程の2、議案第1号「鎌倉市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

日程の2、議案第1号「鎌倉市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」提案理由を説明させていただく。議案集25ページから35ページまでをご覧いただきたい。

改正の内容は、鎌倉歴史文化交流館の開館にあわせ、当館及び当館長印を教育委員会の公印として規定し、また鎌倉市の組織の現況に合わせた文言の整理を行うものである。

議案集28ページをご覧いただきたい。

第2条において教育委員会の公印が列挙されているが、ここの第8号に鎌倉歴史文化交流館印を、第9号に鎌倉歴史文化交流館館長印を追加する。

続いて、議案集29ページをご覧ください。

当規則に関しては、市長部局の鎌倉市公印規則がもとにあり、それを準用する形で鎌倉市教育委員会公印規則がある。鎌倉市公印規則第4条第5項では、各課等で公印を扱うことができる公印取扱者を指定したときは、速やかに公印の管理を主管する総務課の課長等に報告しなければならない、とされているが、これを鎌倉市教育委員会公印規則にて適用させるため、「総務課」の箇所を「教育総務課」に読みかえるものである。

これまでの公印の取扱いに関しては読みかえを行っていたが、現在は教育総務課に二人の担当課長がいるため、どちらの課長に読みかえるかを明確にした形になる。

続いて、議案集31ページをご覧ください。

鎌倉市教育長印（番号入）の項目であるが、こちらも同様に、現在は文化財課に二人の担当課長がいるため、「文化財課長」を「文化財課の課長等」と改めるものである。また、新たに「鎌倉歴史文化交流館印」及び「鎌倉歴史文化交流館館長印」を別表に加え、管守者を「文化財課の課長等」とする。

この規則は、鎌倉歴史文化交流館条例の施行の日から施行する。

ただし、先ほど説明した、既に読みかえを行っている文言の整理の箇所については、公布の日から施行するものとする。

質問・意見

なし

(採決の結果、議案第1号は原案どおり可決された)

3 議案第2号 鎌倉市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

齋藤委員長

次に日程の3、議案第2号「鎌倉市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

議案第2号「鎌倉市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」提案理由を説明させていただく。36ページから38ページをお開きいただきたい。

社会教育委員は、社会教育法及び社会教育委員条例に基づき、10名で設置されている。委員については、「学校教育の関係者」「社会教育の関係者」「家庭教育の向上に資する活動を行う者」及び「学識経験のある者」の中から選出している。

このたび、「社会教育の関係者」において、推薦母体である鎌倉市PTA連絡協議会から、選出委員の変更について申し出があった。このため、初見昌美委員を解嘱し、新たに鎌上真樹さんを委員に委嘱しようとするものである。

なお、任期は、平成29年5月15日から平成30年10月31日まで、前委員の残任期間となる。

質問・意見

なし

(採決の結果、議案第2号は原案どおり可決された)

4 議案第3号 平成29年度教育部工事年間計画について

齋藤委員長

次に日程の4、議案第3号「平成29年度教育部工事年間計画について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

学校施設課長

日程の4、議案第3号「平成29年度教育部工事年間計画について」内容を説明する。議案集は39ページ、40ページをご覧ください。

本議案は、鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第5号に基づき、見積価額が1件1,200万円を超える工事の計画策定について、お諮りするものである。

平成29年度工事年間計画表をご覧ください。初めに小学校である。

第一小学校外3校の普通教室冷暖房設備設置工事は、平成28年度に設計を行った小学校4校の普通教室に冷暖房設備を設置する工事を行うもので、今後、31年度までに小学校全校に設置する予定である。

富士塚小学校のトイレ改修工事は、西棟校舎の縦1系統の児童用及び職員用トイレを改修する工事を行うものである。

小坂小学校のトイレ改修工事は、第2期工事として校舎2階職員用、3階東側児童用、体育館及び屋外トイレを改修する工事を行うものである。

富士塚小学校の受水槽等改修工事は、老朽化により傷みのある受水槽を改修する工事を行うものである。

続いて中学校である。第一中学校、第二中学校の普通教室冷暖房設備設置工事は、平成28年度に設計を行った2校の普通教室に冷暖房設備を設置する工事を行うもので、これにより中学校全校に設置が完了することとなる。

腰越中学校の特別支援学級教室改修工事は、平成30年4月に特別支援学級教室の開級を予定しており、既存の特別教室等を特別支援学級教室に改修する工事を行おうとするものである。

大船中学校の校庭整備工事は、平成28年度の校舎改築工事の完了に引き続き、28年度、29年度の2か年にわたる継続事業により校庭整備工事を行おうとするものである。

質問・意見

なし

(採決の結果、議案第3号は原案どおり可決された)

5 議案第4号 平成30年度使用教科用図書の採択方針について

齋藤委員長

次に日程の5、議案第4号「平成30年度使用教科用図書の採択方針について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

教育指導課長

日程の5、議案第4号「平成30年度使用教科用図書の採択方針について」説明をさせていただきます。議案集は41ページから44ページをご参照いただきたい。

平成30年度に本市で使用する教科用図書の採択に当たり、その方針を定め、採択までの事務手続等を滞りなく進めてようとするものである。

議案集42ページ、採択方針をご覧いただきたい。

1 基本的な考えは、(1)国・県の方針等を踏まえて採択する。(2)公正・適正を期し採択する。(3)本市の児童生徒にふさわしいものを採択する。

2 採択の手続については、採択の手続については、これまで文部科学省から調査研究の充実に向けた条件整備や採択手続の改善等の方針や公正かつ適切な教科書採択の実施についての留意事項が示されている。これらを受け、本市教育委員会は、次の手続により教科用図書を採択する。

(1)小学校用教科用図書 小学校用教科用図書については、平成26年度に採択した教科用図書と同一のものを採択する。

ただし、平成30年度には小学校用教科用図書(特別な教科道徳)の採択の年度に当たるため、採択に当たり必要な事項を調査研究するために、鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例により鎌倉市教科用図書採択検討委員会を設置し、検討委員会は比較検討・調査研究を行い、本教育委員会に報告をする。検討委員会の会議は、外部からの働きかけを排し、静ひつな環境のもと公正な検討を行うため非公開とする。作成した報告書は教科用図書を採択した後に公開するものとする。

また、同条例により、検討委員会は調査員を置き、調査員は教科用図書の調査研究し、資料を作成する。

なお、調査の観点については、(ア)、(イ)の2点とする。

まず、(ア)教育基本法、学校教育法、学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標を踏まえているか。

(イ)内容の程度が、児童生徒に適切であり、内容の選択と扱いが学習指導を進める上で適切であるか。内容の構成、分量、配分が適切であるか。文章表現等が適切であり、児童生徒にとって使いやすいように創意工夫がなされているか。ということになる。

続いて、議案集43ページである。

(2)中学校用教科用図書については、平成27年度に採択し、平成28年度から使用している。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第14条では、同一教科用図書を採択する期間を4年間と定めており、平成30年度に使用する中学校用

教科用図書は、平成 28 年度に採択されたものと同一のものを採択することとする。

続いて、(3) 特別支援教育関係用教科用図書については、鎌倉市特別支援学級設置校長会において、文部科学大臣から県教育委員会を通して送付された特別支援学校用(小・中学部)教科書目録、一般図書一覧、一般図書契約予定一覧、新たに掲載された図書等をもとに調査研究を行い、その報告を受けて採択することとする。

特別支援教育関係用教科用図書については、一人ひとりの特性や教育的ニーズに合った図書を採択する必要があることから、毎年採択を行うこととしている。

続いて、3 採択の日程については、(1) 小学校及び中学校用教科用図書採択日程として、ア 5月に教育委員会は検討委員会を召集し、小学校用教科用図書の比較検討・調査研究を指示する。

イ 検討委員会は、5月から7月にかけて小学校用教科用図書を調査研究する。また、教科の種目ごとに調査員を指名し、調査研究のための資料作成を指示する。

ウ 7月に本教育委員会会議において、鎌倉市教科用図書採択検討委員会から教科用図書採択調査研究の報告を受け、小学校用教科用図書を採択するとともに、中学校用教科用図書を採択する。

(2) 特別支援教育関係用教科用図書採択日程については、ア 5月に、教育委員会は設置校長会に教科用図書の調査研究を指示する。イ 5月から6月にかけて、設置校長会は教科用図書を調査研究する。ウ 7月に教育委員会は、設置校長会から特別支援教育関係用教科用図書一覧の報告を受け、特別支援学級使用教科用図書を採択する。

4 その他として、各学校での調査研究のため、5月から6月にかけて小学校を対象とした教科用図書見本の巡回展示を実施する。

また、一般市民向けには、中央図書館にて6月に教科用図書見本の展示会を実施する。

質問・意見

下平委員

道徳科の教科用図書の採択は非常に重要な今年の一つの仕事だと思っているが、その他の最後のところに、中央図書館での展示と各小学校での展示がある。これは例年の採択のように、展示をご覧になった市民の方々や先生方からの意見等を聴取して後でまとめるという作業は、踏襲するのか。

教育指導課長

小中学校の教科書採択と同様な形で行う予定でいるので、そのような形でまとめる予定である。

(採決の結果、議案第4号は原案どおり可決された)

齋藤委員長

議事日程上では、日程の6議案第5号であるが、先ほど申し上げたとおり、非公開案件となるので、後ほど取り扱うこととする。

7 議案第6号 鎌倉市図書館の開館時間の臨時の変更について

齋藤委員長

次に日程の7、議案第6号「鎌倉市図書館の開館時間の臨時の変更について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

中央図書館長

議案第6号「鎌倉市図書館の開館時間の臨時の変更について」提案理由の説明をする。議案集は48ページをご参照いただきたい。

図書館の開館時間は、鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則第3条に、木曜日及び金曜日は午前9時から午後7時まで、それ以外の日は午前9時から午後5時までと定められている。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる」と規定されており、平成29年6月1日から平成29年8月31日までの3か月間、大船図書館において、サービス向上の観点から毎月最終金曜日のみ、夜間を1時間延長して、午前9時から午後8時まで開館する試行を行うため、臨時に変更しようとするものである。

また、玉縄図書館は、鎌倉市の図書館5館のうち、夜間利用が最も少ないため、平成29年6月1日から8月31日までの3か月間、午後5時から午後7時までの夜間開館は行わず、日曜日から土曜日まで午前9時から午後5時までとする試行を行うため、臨時に変更しようとするものである。

なお、玉縄図書館において、同期間、非常勤嘱託員を中心とした体制の試行も行う。

利用者からのアンケートの結果等を受け、検証を行い、平成30年度から本格実施を行っていく予定である。

質問・意見

なし

齋藤委員長

では、変更の中で着々と進めていけたらよいか思う。よろしくをお願いします。

(採決の結果、議案第6号は、原案どおり可決された)

8 議案第7号 平成29年度歴史まちづくり推進担当工事年間計画について

齋藤委員長

日程の8、議案第7号「平成29年度歴史まちづくり推進担当工事年間計画について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

歴史まちづくり推進担当担当次長

議案第7号「平成29年度歴史まちづくり推進担当工事年間計画について」、その内容を説

明する。議案集49ページをご覧ください。

本件は、鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第5号に基づき、見積価格が1件1,200万円を超える工事の計画の策定について、お諮りするものである。

議案集50ページ、平成29年度工事年間計画表をご覧ください。

こちらに掲載させていただいた「鎌倉歴史文化交流館周辺環境対策業務」は、空調室外機の防音対策に係る設備を設置しようとするものである。開館前から作業に着手し、平成29年度の前半において設置を完了することを予定している。

質問・意見

なし

(採決の結果、議案第7号は、原案どおり可決された)

9 議案第8号 鎌倉歴史文化交流館条例の施行期日を定める規則の制定について

齋藤委員長

次に日程の9、議案第8号「鎌倉歴史文化交流館条例の施行期日を定める規則の制定について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

歴史まちづくり推進担当担当次長

議案第8号「鎌倉歴史文化交流館条例の施行期日を定める規則の制定について」、その内容を説明する。議案集51ページから52ページをご覧ください。

鎌倉歴史文化交流館条例については、平成29年3月22日に鎌倉市議会2月定例会で議決され、3月30日に鎌倉市条例第46号として公布されたが、施行期日については、公布の日から起算して6月以内に規則で定める日から施行することが定められている。このため、施行期日を平成29年5月15日と定める規則を制定しようとするものである。

質問・意見

なし

(採決の結果、議案第8号は、原案どおり可決された)

10 議案第9号 鎌倉歴史文化交流館条例の施行期日を定める規則の制定について

齋藤委員長

次に日程の10、議案第9号「鎌倉歴史文化交流館条例施行規則の制定について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

歴史まちづくり推進担当担当次長

議案第9号「鎌倉歴史文化交流館条例施行規則の制定について」、その内容を説明する。

議案集53ページから65ページをご覧ください。

鎌倉歴史文化交流館の適切な管理運営のため、鎌倉歴史文化交流館条例の施行規則を制定しようとするものである。

規則の内容は、第1条は、規則の趣旨について定めている。第2条は、遵守事項について定めている。第3条は、最終入館時間について定めている。第4条は、交流室の利用時間などについて定めている。なお、開館時間中は一般利用とし、午後5時から午後8時までを占有利用として定めている。第5条は、交流室の利用の抽選の申込、第6条は、交流室の利用の抽選について、第7条は、交流室の利用の随時予約について定めている。第8条は、交流室の利用の申請について、第9条は、交流室の利用料金について定めている。第10条は、観覧料等の減免について定めている。第11条は、資料の特別利用について、第12条は、資料の館内利用について、第13条は、資料の館外利用について定めている。第14条は、この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める旨を規定している。

なお、施行日については、鎌倉歴史文化交流館条例の施行の日とする。

質問・意見

安良岡教育長

開館にあたって利用の減免等についての情報提供は、これから周知するのか。

歴史まちづくり推進担当担当次長

今、館の総合管理業務について入札に関する公告を行っているところである。こちらの業者決定が今月24日予定で、それを待って、それから実際に減免についての情報提供を県外や他の学校にも周知させていただきたいと思っている。

下平委員

今、交流館の利用の抽選申請申込書と、その次の利用申請書があるが、これは希望する人は抽選にまず申し込んで、抽選に当たった場合、改めて利用申請書を提出する手順なのかということが、一つである。

もう一つは、徴収する費用が無料、有料にチェックをつけるようになっていることと、使用備品が無料という、これは完全に無料なのかどうか、説明をお願いします。

歴史まちづくり推進担当担当次長

まず、抽選は3か月前から申込書で申し込んでいただく。その後、抽選を行い、当選した方、利用できる方については、この利用申請書を提出していただく。

こちらの有料・無料というのは、利用する方が参加者から料金をとるかからないかといった部分である。教育委員会が料金をとるとい部分の表記ではない。

備品として設置されているものについては、要望があれば無料で貸し出ししたいと考えている。

下平委員

これは、そのイベントが参加者から費用を徴収するものであっても、基本無料なのか。

歴史まちづくり推進担当担当次長

交流室自体は、館の部分については、条例で、「5時から8時までの利用について2,000円とする」と決めているので、それを徴収している。

下平委員

イベント主催者が徴収する費用に関わらず、2,000円というのは決まっているのか。

歴史まちづくり推進担当担当次長

条例で定められた部分で、2,000円である。

(採決の結果、議案第9号は、原案どおり可決された)

齋藤委員長

それでは、議案第5号及び議案第10号については非公開とするので、傍聴者の方と課長以下の職員の退席をお願いします。

(傍聴者・職員退席)

----- 非公開 -----

(採決の結果、議案第5号は原案どおり可決された)

(採決の結果、議案第10号は原案どおり可決された)

齋藤委員長

以上で本日の日程は全て終了した。これをもって4月定例会を閉会する。